

「環境影響評価法」対象事業に太陽光発電が追加されることに伴う「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の改正の骨子案について

【改正の理由】

- 従来、環境影響評価法（環境アセスメント法）では、太陽光発電事業は対象事業に含まれていなかったが、環境影響評価法施行令が改正（R1.7）され、環境影響評価法の対象事業として新たに「太陽電池発電所の設置の工事の事業等」が追加された（R2.4.1施行）（第1種事業 40MW以上、第2種事業 30MW以上）
※第1種事業：環境アセスメント必須、第2種事業：事業内容に応じて判定
- 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例では、「環境の認定基準」について、環境アセスメントの実施を義務付けていることから、環境影響評価法施行令の改正を受け、必要な改正を行うもの

【和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の改正】

- 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の「環境の基準」について、環境影響評価法に関する事項を追加

環境影響評価法の対象事業である場合、「同法に基づく環境アセスメントを実施していること」を基準として追加（環境影響評価条例の対象事業である場合は、従来より「同条例に基づく環境アセスメントを実施していること」を環境の基準としてきた）

改正前の環境に係る基準	改正後の環境に係る基準
—	環境影響評価法の対象事業である場合は 、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを実施すること
環境影響評価条例の対象事業である場合は、環境影響評価条例に基づく環境アセスメントを実施すること	環境影響評価条例の対象事業である場合は、環境影響評価条例に基づく環境アセスメントを実施すること
環境影響評価条例の対象事業でない場合は、環境影響評価条例に準じた環境アセスメントを実施すること	環境影響評価法 、環境影響評価条例の対象事業でない場合は、環境影響評価条例に準じた環境アセスメントを実施すること

- 県議会2月定例会に条例改正議案を提出、令和2年4月1日施行を予定
- 施行日以降に和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の手続を開始する事業に適用

「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の改正の骨子案

閲覧方法・意見の提出方法等

1 骨子案の閲覧方法

(1) インターネット（常時閲覧可能）

県庁環境生活総務課ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyokojorei/R02-01-ikenbosyu.html>

(2) 骨子案の備え付け場所

和歌山県情報公開コーナー、環境生活総務課

各振興局健康福祉部衛生環境課（串本支所にあつては保健環境課）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は閉庁のため閲覧できません。）

2 御意見の提出方法等

(1) 受付期間

令和2年1月23日（木）～令和2年1月31日（金）

(2) 提出方法

①郵送 〒640-8585（住所記載不要） 県庁環境生活総務課あて

②FAX 073-433-3590

③Eメール e0320003@pref.wakayama.lg.jp

※件名に「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」改正の骨子案に対する意見と明記してください。

3 御意見の提出に係る留意事項

(1) 様式は自由ですが、以下の内容を記載してください。

①住所 ②氏名 ③電話番号 ④御意見

(2) 御意見は簡潔かつ明瞭に、日本語で記入してください。

(3) 口頭及び電話での御意見は、受付をいたしませんので御了承ください。

(4) 意見受付の〆切りは、令和2年1月31日（金）17時45分（必着）となりますので御注意ください。

4 提出いただいた意見について

(1) 御意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承ください。

(2) 類似する意見を取りまとめ、県の考え方とともに県ホームページで公表します。

(3) 単に賛否を示した意見や趣旨が不明瞭なもの、骨子案に関係のない意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

(4) 提出いただいた書類は返却しません。

(5) 御記入いただいた個人情報、今回の意見募集以外には使用しません。

5 問い合わせ先

和歌山県 環境生活総務課（TEL 073-441-2674（直通））